明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則（国家公安委一）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務四七）　二

○ベナン共和国における「村落環境整備計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（外務二三）　三

○インドにおける「ポリオ撲滅計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同二四）

○プルイット排水機場緊急改修計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二五）

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（農林水産三一三、三一四）

○保安林の指定をする件（同三一五～三三〇）

○保安林の指定施業要件を変更する件（同三三一～三三五）　六

○電気用品安全法第四十二条の三第二項において準用する同法第三十四条の規定による届出があった件（経済産業一二）　七

○中小企業診断士の登録養成機関を登録した件（同一三）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通八二）　九

○水路測量の実施に関する件（海上保安庁三八）

○道路に関する件（関東地方整備局二六、二七）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（中部地方整備局一五）　一〇

〔国会事項〕

内閣　消費者庁　財務省　経済産業省　最高裁判所　一一

〔官庁報告〕

官庁事項

中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一二

国家試験

平成二十三年度自動車整備士技能検定試験の実施について（国土交通省）　一二

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一三

〔資　料〕

閣議決定等事項　一三

〔公　告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価、埼玉県北川辺領土地改良区の定款変更の認可、建設業の許可の取消処分関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

会社その他　一三

規　則

○国家公安委員会規則第一号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年二月三日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則

DNA型記録取扱規則（平成十七年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「次条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第七号及び第九号中「次条第二項」を「次条第三項」に改める。

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第六条第一項」を「第六条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）」を「警察署長等」に、「警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）」を「犯罪鑑識官」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）は、警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）から嘱託を受けて被疑者資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型が判明したときは、当該被疑者資料の特定DNA型その他の警察庁長官が定める事項の記録を作成しなければならない。

第四条の見出し中「科学捜査研究所以外の機関等」を「犯罪鑑識官及び科学捜査研究所以外の機関等」に改め、同条第一項中「科学捜査研究所以外の機関」を「犯罪鑑識官及び科学捜査研究所以外の機関」に改め、同条第二項中「前条」を「前条第二項から第四項まで」に改める。

第五条第一項中「第三条第一項又は第二項」を「第三条第一項の規定により被疑者DNA型記録を作成したとき又は同条第二項若しくは第三項」に、「又は遺留DNA型記録」を「若しくは遺留DNA型記録」に改める。